

善通寺市土地開発基金条例の廃止（案）について

1 趣旨

公有用地等の先行取得を行い、事業の円滑な執行を図るために設置されている善通寺市土地開発基金（以下「基金」といいます。）について、近年の社会情勢等を踏まえ、その存在意義が薄れていることから、廃止しようとするものです。

2 基金を廃止しようとするに至った理由

この基金は、平成3年に前述のとおり公有用地等の先行取得を行い、事業の円滑な執行を図るために設置されました。

設置された当時は、土地の高騰が続いており、迅速な用地の先行取得が求められていましたが、近年の社会経済情勢においては、地価が継続的に下落傾向にあることから、用地を先行取得する有効性や必要性が低下しています。

基金と同様の目的で設置されていた善通寺市土地開発公社についても、平成22年度を最後に土地の先行取得を行っておらず、令和5年3月に保有していたすべての用地を善通寺市に売却し、その存在意義がなくなったことから、同年8月21日付けにて香川県知事の認可により解散しました。

現時点で基金を活用した用地買収の予定はなく、仮に用地の速やかな取得が必要な事業を行う場合であっても、市定例会や臨時会における補正予算による対応が可能です。

以上の理由から、基金を廃止しようとするに至りました。

なお、基金が保有する3億2千万円については、基金から一般会計へ繰り入れる予定です。